

○ 宗像市卓球協会旅費規程

平成18年3月19日
規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、会長等に対して支給する旅費及び費用弁償に関して必要な事項を定める。

(旅費等の支給)

第2条 費用弁償または旅費については、次の場合に支給する。

- (1) 卓球協会の会議に出席する場合。
- (2) 県民体育大会に参加する場合。
- (3) その他会長が必要と認めるもの。

(旅費の支出)

第3条 会議等が市内の場合は、費用弁償として一律1回につき500円支給する。

2 市外の旅費については、実費支給を原則とする。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び滞在費とする。

2 鉄道賃は、鉄道の路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路の路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空運賃等の実費額を支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。)について、路程に応じ1キロメートルあたり40円を支給する。ただし、概算で路程を算出する場合、燃料1リットル当たり8キロメートルで計算した燃料代として支給することができる。

6 日当は、日数に応じ、1日当たり3,000円とする。ただし、福岡県内の場合で旅費を支給する場合は、日当を支給しない。

7 宿泊料は、夜数に応じ、1夜当たり14,000円を限度として実費支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算出した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって遂行し難い場合には、その現状に沿った経路及び方法によって計算する。

2 バスを利用した場合には、その実費により計算することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。